

在外選挙人登録に係る「日系企業等個別訪問サービス」開始のお知らせ

この度、在デュッセルドルフ日本国総領事館では、主にデュッセルドルフ市以外にて勤務される邦人及びそのご家族の在外選挙人登録申請を支援するため「日系企業等個別訪問サービス」の受付を開始致しました。

「日系企業等個別訪問サービス」とは、通常当館の窓口で行う登録手続きに代わり、当館担当者が登録申請される方のオフィス等に伺い、在外選挙人登録受付を行うサービスです。また、在留届についても副次的に受付致します。

1. 受付対象

主にデュッセルドルフ市以外に所在する日系企業、日本人会などの団体や機関で、在外選挙人登録申請の希望者が3名以上いらっしゃる場合。

2. 申請のご案内

(1) 在外選挙人登録

登録申請資格：満20歳以上の日本人で、在デュッセルドルフ日本国総領事館の管轄区域内に3ヶ月以上滞在している方、または3ヶ月以上滞在する予定の方。

必要書類：(ご本人のみの場合)

在外選挙人名簿登録申請書 1枚

パスポートのコピー 1枚

なお、各種申請用紙は、総務省のホームページ (<http://soumu.go.jp/senkyo/zaigai6.html>) からのダウンロードまたは当館からの郵送も可能です。

(2) 在留届

日本国外に3ヶ月以上滞在する場合、旅券法第16条により、在留届の提出が義務づけられています。在留届には、本籍地のほか、同居家族の方々の旅券番号並びに当地における緊急連絡先等のご記入をお願い致します。

申し込みのご連絡を受け、日程の調整や必要書類等についてのご連絡を致します。

3. 申し込み及びお問い合わせ先

在デュッセルドルフ日本国総領事館 領事部

Immermannstr.45, 40210 Düsseldorf

TEL: 0211-164-8220

FAX: 0211-164-8276

E-MAIL: konsul@jgk-dus.de